



第4章

教育・保育及び地域子ども子育て 支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。



子どもやその保護者が地域で安心して暮らせるための基盤として、教育・保育施設だけでなく、他の公共施設や交通網、地域の人的ネットワークも勘案して教育・保育提供区域を定める必要があります。

教育・保育提供区域として、町全域を細かい範囲で設定すると、区域を超えた利用も多くある現状から、現在の利用実態や施設運営の状況と乖離した計画となる恐れがあります。

一方で、教育・保育提供区域は、量の見込みの算出や確保体制の検討のほか、需給調整の判断基準となる基本単位となるものですが、利用者が居住地の区域を越えて教育・保育サービス等を利用することを妨げるものではありません。

より身近なところで、教育・保育が受けられる環境づくりを進めていくものの、第2期となる本計画においては、利用者視点、事業者視点の両視点からも、これまでの施設利用の環境をできる限り変えることなく体制づくりをすすめていくため、町全域を一つの単位とします。

2 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27年から平成31年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

0歳から11歳までの子どもの将来推計は、増減を繰り返しながら推移しています。また、0歳から5歳までの子どもの将来推計は、横ばいで推移していくことが見込まれます。

単位：人

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	290	291	291	289	290
1歳	293	292	293	293	291
2歳	299	281	280	281	281
3歳	252	288	270	269	270
4歳	264	247	283	265	264
5歳	263	262	245	280	263
6歳	241	255	255	239	273
7歳	231	242	256	256	240
8歳	239	229	240	254	254
9歳	277	239	229	240	254
10歳	249	276	238	228	239
11歳	248	249	276	238	228

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

3 量の見込みの算出方法について

(1) 「認定区分」と「家庭類型」による事業の対象家庭の抽出

① 認定区分について

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、教育・保育給付認定における1・2・3号認定に区分します。

また、保育所の利用要件である「保育の必要性の事由」について、次のとおり定めています。

以下のいずれかの事由に該当すること

① 就労

・毎月64時間以上就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内労働等、基本的にすべての就労を含む。）することを常態とする場合

②妊娠・出産 ③疾病・障がい ④介護・看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動

⑦就学 ⑧虐待・DV ⑨育児休業

⑩その他 上記に類する状態として町長が認めるとき

上記の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である状況に応じて保育必要量を設けることとなります。また、年齢で区分すると認定区分は、以下のとおりとなります。

	保育を必要とする		保育を必要としない	
0～2歳	3号認定	保育標準時間利用（最長11時間）	—	
		保育短時間利用（最長8時間）		
3～5歳	2号認定	保育標準時間利用（最長11時間）	1号認定	教育標準時間利用 （標準4時間）
		保育短時間利用（最長8時間）		

② 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の見込み量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

父親 \ 母親		ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休含む)	パートタイム就労 (産休・育休含む)			未就労
				120時間以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満	
ひとり親		タイプA					
フルタイム就労 (産休・育休含む)			タイプB	タイプC	タイプC'		
パートタイム就労 (産休・育休含む)	120時間以上		タイプC	タイプE	タイプE'	タイプD	
	120時間未満 64時間以上						
	64時間未満	タイプC'					
未就労				タイプD		タイプF	

↑ 保育の必要性あり
 ↑ 保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭 (母子または父子家庭)
 - タイプB : フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)
 - タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 120 時間以上 + 月 64~120 時間)
 - タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 64 時間未満)
 - タイプD : 専業主婦 (夫) 家庭
 - タイプE : パートタイム共働き家庭 (就労時間: 双方が月 120 時間以上 + 月 64~120 時間)
 - タイプE' : パートタイム共働き家庭 (就労時間: いずれかが月 64 時間未満)
 - タイプF : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)
- 育児・介護休業中の人もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

(2) 「量の見込み」を算出する項目

下記の1～11事業については、全国共通で見込み量の算出を行います。

【 教育・保育 】

	対象事業 (認定区分)		事業の対象家庭	対象児童	
1	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定	専業主婦(夫)家庭 就労時間の短い家庭	3～5歳
2	保育認定	幼稚園	2号認定	共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭	
	保育認定	認定こども園 保育所		ひとり親家庭 共働き家庭	
3	保育認定	認定こども園 保育所 地域型保育	3号認定		0～2歳

【 地域子ども・子育て支援事業 】

	対象事業	対象家庭	対象児童
4	延長保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業 (学童保育)	共働き家庭など	1～6年生
6	子育て短期支援事業 (ショートステイ)(トワイライトステイ)	すべての家庭	0～5歳 1～6年生
7	地域子育て支援拠点事業	すべての家庭	0～2歳
8	一時預かり事業 (幼稚園在園児対象の一時預かり)	就労時間の短い家庭 共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭	3～5歳
	(その他)	ひとり親家庭・共働き家庭	0～5歳
9	病児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳 1～3年生
10	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	すべての家庭	0～5歳 1～6年生
11	利用者支援事業	妊娠期からの子育て家庭	0歳～ 中学3年生

地域子ども・子育て支援事業には、上記以外に、「妊婦健康診査」、「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」があります。アンケート調査に基づき、量を見込むものではありませんので、国の動向や本町の実情を踏まえ、今後の方向性を明記します。

(3) 「量の見込み」の推計方法のステップ

見込み量の推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、下記のフローとなっています。

1 段階

【現在の家庭類型の算出】

ニーズ調査回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

タイプAからタイプFの8つの家庭類型があります。

2 段階

【潜在的な家庭類型の算出】

現在の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

住民ニーズに対応できるよう、今回の制度では、潜在的な家庭類型でニーズ調査回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

3 段階

【潜在的な家庭類型別の将来児童数の算出】

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在的な家庭類型を掛け合わせます。

4 段階

【利用意向率の算出】

事業やサービス別に、回答者数を利用希望者数で割ります。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

5 段階

【事業やサービス別の対象となる児童数の算出】

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在的な家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

たとえば、病児・病後児保育事業や学童保育等は保育を必要とする家庭に限定されています。

6 段階

【ニーズ量の算出】

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数をかけあわせることで、令和2年度から令和6年度まで各年毎のニーズ量が算出されます。

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

【 令和2年度 】

		令和2年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		779人		592人	290人	
量の見込み（A）		151人	477人	198人	47人	
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	140人	510人	224人	36人	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0人	0人	0人	0人	
企業主導型保育事業		0人	4人	13人	5人	
認可外保育施設	認可保育所など上記以外の施設	0人	0人	0人	0人	
確保量合計（B）		140人	514人	237人	41人	
保育利用率		/		40.0%	14.1%	
保育利用率の目標値		/		40.0%	14.1%	
過不足（C）＝（B）－（A）		△11人	37人	39人	△6人	

※ 量の見込みの考え方（条件整理）：
 ① 0歳児について、母親が産休・育休中の人を除く
 ② 0歳児について、就労中の母親の希望職場復帰時期が1歳以上の割合を考慮
 ③ 3号認定では、預けたい年齢の希望を反映

※ 保育利用率 =
$$\frac{\text{3号子どもに係る保育の提供量合計}}{\text{満3歳未満の児童推計数}}$$

※ 保育利用率の目標値について、市町村は、令和2年度末までに、量の見込みに対応する保育の量を確保することとされています。本町では3号認定については、令和3年度からニーズ量に対する提供量を確保しており、各年度の保育利用率の目標値は、保育利用率と同率にしています。

【 令和3年度 】

		令和3年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		797人		573人	291人	
量の見込み（A）		160人	488人	198人	47人	
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	160人	510人	224人	42人	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0人	0人	0人	0人	
企業主導型保育事業		0人	4人	13人	5人	
認可外保育施設	認可保育所など上記以外の施設	0人	0人	0人	0人	
確保量合計（B）		160人	514人	237人	47人	
保育利用率		/		41.4%	16.2%	
保育利用率の目標値		/		41.4%	16.2%	
過不足（C）＝（B）－（A）		0人	26人	39人	0人	

【 令和4年度 】

		令和4年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		798人		573人	291人	
量の見込み（A）		160人	488人	198人	47人	
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	160人	510人	224人	42人	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0人	0人	0人	0人	
企業主導型保育事業		0人	4人	13人	5人	
認可外保育施設	認可保育所など上記以外の施設	0人	0人	0人	0人	
確保量合計（B）		160人	514人	237人	47人	
保育利用率		/		41.4%	16.2%	
保育利用率の目標値		/		41.4%	16.2%	
過不足（C）＝（B）－（A）		0人	26人	39人	0人	

【 令和5年度 】

		令和5年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		814人		574人	289人	
量の見込み（A）		160人	488人	202人	47人	
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	160人	510人	224人	42人	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0人	0人	0人	0人	
企業主導型保育事業		0人	4人	13人	5人	
認可外保育施設	認可保育所など上記以外の施設	0人	0人	0人	0人	
確保量合計（B）		160人	514人	237人	47人	
保育利用率		/		41.3%	16.3%	
保育利用率の目標値		/		41.3%	16.3%	
過不足（C）＝（B）－（A）		0人	26人	35人	0人	

【 令和6年度 】

		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		797人		572人	290人	
量の見込み（A）		160人	488人	202人	47人	
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	160人	510人	224人	42人	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0人	0人	0人	0人	
企業主導型保育事業		0人	4人	13人	5人	
認可外保育施設	認可保育所など上記以外の施設	0人	0人	0人	0人	
確保量合計（B）		160人	514人	237人	47人	
保育利用率		/		41.4%	16.2%	
保育利用率の目標値		/		41.4%	16.2%	
過不足（C）＝（B）－（A）		0人	26人	35人	0人	

【 今後の方向性 】

1号認定、3号認定（0歳児）は量の見込みに対し、岐南町内の確保量が不足しているという結果となっております。2号認定児童、3号認定児童（1・2歳児）は、既存の利用定員でニーズ量を確保できる見込みとなっております。

0歳児においては、確保量を増やすために保育施設と協議していきます。1～2歳においては、母親の就労状況等で保育ニーズが発生する可能性があることから、確保にあたっては、3歳児への円滑な連携を確保しつつ、保育士の配置変更など柔軟な受入体制を整備し確保を図ります。

3歳以上児においては、今後も町外の幼稚園等への利用のニーズもあることから、それを踏まえた対応をしていきます。また、利用者のニーズに応じてサービスが選択できるよう、1号認定児童の確保量を増やすために、認定こども園への移行を推進していきます。

5 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

【 概要 】

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的な相談支援を行うことを目的とします。保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定することにより、妊産婦等に対しきめ細かい支援を実施します。一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置箇所	—	—	—	—	1箇所

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
基本型・特定型	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
母子保健型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
確保策 (B)	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
基本型・特定型	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
母子保健型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差引 (B) - (A)	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所

【 今後の方向性 】

子育て世代包括支援センターにて、利用者支援事業(母子保健型)を実施しており、支援にあたる担当相談職員を配置し、子育て家庭のニーズに応じて様々な事業、地域資源の紹介、利用調整が行える体制を整備していきます。子育て支援ネットワークの拠点として体制を充実していきます。

(2) 時間外保育事業

【 概要 】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【 実施状況 】

実施箇所数	6箇所
実施施設	◎ 認可保育施設
実施内容	保護者の就労形態等の事情により、保育所における通常の11時間を超えて保育を実施する。 ◎ 午後7時00分までの延長保育を実施。

【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
通年利用児童数	33人	20人	31人	31人	32人

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	43人	43人	43人	43人	43人
確保策(B)	43人	43人	43人	43人	43人
差引(B) - (A)	0人	0人	0人	0人	0人

【 今後の方向性 】

時間外保育事業対応時間に保育士の配置をすることで、教育・保育施設の実利用定員分の提供が可能です。

通常時間を超えて保育を希望するニーズが増えていることから、今後も、保育士の確保に努め、ニーズの増加に対応できる体制を整備していく必要があります。

また、事業の実施にあたって、子どもが安全・安心して過ごせるよう環境を整え、保育の充実に努めるよう各施設を指導していきます。

(3) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

【概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後に遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【実施状況】

実施箇所数	3箇所
実施施設	◎ 西町民センター（西学童） ◎ 東町民センター（東学童） ◎ すこやかセンター（北学童）
実施内容	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、平日の放課後のほか、土曜日、長期休暇中に児童が心身ともに健やかに育成されるような遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図る。

【現状】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
通年利用児童数	131人	155人	185人	204人	215人
受入可能人数	250人	250人	250人	250人	274人

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	228人	231人	234人	232人	237人
低学年	168人	172人	178人	177人	181人
1年生	62人	66人	66人	62人	70人
2年生	55人	57人	61人	61人	57人
3年生	51人	49人	51人	54人	54人
高学年	60人	59人	56人	55人	56人
4年生	27人	24人	23人	24人	25人
5年生	23人	25人	22人	21人	22人
6年生	10人	10人	11人	10人	9人
確保策 (B)	228人	231人	234人	232人	237人
1年生	62人	66人	66人	62人	70人
2年生	55人	57人	61人	61人	57人
3年生	51人	49人	51人	54人	54人
4年生	27人	24人	23人	24人	25人
5年生	23人	25人	22人	21人	22人
6年生	10人	10人	11人	10人	9人
差引 (B) - (A)	0人	0人	0人	0人	0人

【 今後の方向性 】

子ども・子育て支援制度では、留守家庭の6年生までの児童を対象に実施することとされており、町としても必要とする児童が利用できるよう受け入れ体制を確保しています。算出されたニーズ量から潜在ニーズがうかがえることから、その確保を図っていきます。

今後も、運営主体の自主的な運営を尊重し、子どもたちが安心感やくつろぎを感じ、ありのままの自分で過ごすことができる居場所としての「生活の場」を大切にしていきたいながら事業を継続していきます。

《 新・放課後子ども総合プランを踏まえた方向性 》

新・放課後子ども総合プランの趣旨に沿った放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施を目指し、次の取り組みを推進します。

- 令和5年度（2023年度）において、引続き一体的に又は連携して行われる放課後児童クラブ及び放課後子供教室を3小学校区で実施します。
- 放課後児童クラブを利用する児童が放課後子供教室を利用する場合の児童の受け入れ、引き渡し等について、双方の運営者が連携を図るよう協議していきます。
- 小学校内への放課後児童クラブ及び放課後子供教室の設置に際しては、教育委員会と十分な協議を行います。

また、小学校内に放課後児童クラブ及び放課後子供教室を設置する場合、小学校ごとに、小学校と運営者の間における運用ルールなど、学校施設の使用に当たって、協力して進めていきます。

- 教育委員会と福祉部局が定期的に連絡会を開くなど、連携が取りやすくなるよう互いに情報共有します。
- 放課後児童クラブについて、現行の障害児受入推進事業を継続し、必要に応じて加配指導員を配置します。
- 放課後児童クラブについて、利用する保護者のニーズに合った開所時間の設定に努めます。
- 町等が実施する研修への参加を促進し、放課後児童支援員等の資質をさらに向上させます。
- 町のホームページや広報紙、各放課後児童クラブからの発信による、放課後児童クラブの情報周知を検討します。

(4) 子育て短期支援事業

【 概要 】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

【 実施状況 】

実施施設	1 施設
------	------

【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用者数	0人	0人	0人	0人	2人

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	10人	10人	10人	10人	10人
確保策（B）	10人	10人	10人	10人	10人
差引（B）－（A）	0人	0人	0人	0人	0人

【 今後の方向性 】

平成30年度より岐阜市の児童養護施設に委託し、事業を実施しています。養育困難な在宅の子育て家庭の支援を行う制度であり、限られたニーズに対応することになりますが、引き続き確保していくとともに、複数の近隣市町にある施設との契約を検討していきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【 概要 】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【 実施状況 】

実施内容	出生時から乳児健診までの間に町保健師又は助産師が家庭に訪問し、育児に関する相談や情報提供を行う。
------	--

【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ訪問件数	260件	292件	286件	264件	286件

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	285件	286件	286件	284件	285件
確保方策 (実施体制)	・実施体制：助産師・保健師 ①乳児の発育・発達、産婦の健康状態、養育環境の把握 ②育児に関する不安や悩みの傾聴、相談 ③保健事業（予防接種・健診等）の説明 ④子育て支援に関する情報提供				

【 今後の方向性 】

里帰り出産等の何らかの事情を除き、全対象家庭への訪問を実施していきます。

特に母親の育児不安や十分な養育がなされない等の問題を早期に発見し、継続した支援につながるよう、状況把握等を実施していきます。

(6) 養育支援訪問事業

【 概要 】

乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に基づく情報提供及び関係機関からの連絡・通告等によって、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。

【 実施状況 】

実施内容	◎若年の妊婦や育児不安のある養育者に対し、保健師等が家庭訪問し、相談・指導を行う。 ◎子ども相談センターや保健所と連携を図りながら継続的な訪問を実施。
------	--

【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ訪問件数	25件	18件	27件	27件	33件

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	33件	33件	33件	33件	33件
確保方策(実施体制)	・子ども相談センターや保健所と連携を図りながら継続的な訪問を実施				

【 今後の方向性 】

出産後間もない時期の養育者、疾病等の理由で一時的に家庭での養育が困難となった保護者、あるいは養育困難な家庭、ネグレクトのおそれのある家庭等に対し、保健師の家庭訪問、相談・指導を更に充実させながら養育者の育児不安を軽減し、児童虐待の未然防止に繋げるなど、引き続き医療機関や保健所、子ども相談センターと連携を図りながら支援を行います。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【 概要 】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 実施状況 】

実施箇所数	3箇所
実施施設	◎ 総合健康福祉センター やすらぎ苑（にこにこサロン） ◎ すこやかセンター（すくすくサロン） ◎ 岐南さくら保育園（リフレッシュサロン）
実施内容	子育て相談・育児講座や乳幼児と保護者同士の交流・遊び・制作活動を通して子育て支援を行う。

【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用者数	16,460人	16,174人	23,120人	21,432人	26,660人
実施箇所数	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	27,658人	27,717人	27,989人	28,240人	28,507人
実施箇所数 (確保方策)	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所

【 今後の方向性 】

今後も子育て家庭のニーズが見込まれることから、子育てサロンでの子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助など実施内容や活動内容について周知啓発し、より利用しやすい運営に努めます。

また、サロンは0～2歳の未就園児の利用が多いことから、保育所・幼稚園・認定子ども園などの就学前施設を利用するための情報提供及び年齢に合わせた育児講座や相談を実施し、子育て支援の場の提供を増やしていきます。

(8) 一時預かり事業

【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、保育所等において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【 実施状況 】

① 幼稚園における一時預かり事業

実施施設	0 施設
------	------

② 保育所、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業

実施内容	◎町内在住の就学前の児童で、保護者の就労などにより家庭における保育が困難な時に保育施設で一時的に預かり保育を行う。 町内の6保育施設で実施。 ◎はしま広域ファミリー・サポート・センター（会員組織）による預かり。
------	---

【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用者数	1,128人	2,851人	3,023人	3,033人	3,440人
1号認定による利用	—	1,692人	1,663人	1,874人	1,890人
保育所	1,098人	1,055人	1,102人	1,045人	1,499人
ファミリー・サポート・センター	30人	104人	258人	114人	51人

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	3,530人	3,530人	3,530人	3,530人	3,530人
1号認定による利用	1,900人	1,900人	1,900人	1,900人	1,900人
保育所・認定こども園	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人
ファミリー・サポート・センター	130人	130人	130人	130人	130人
確保策（B）	3,530人	3,530人	3,530人	3,530人	3,530人
1号認定による利用	1,900人	1,900人	1,900人	1,900人	1,900人
保育所・認定こども園	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人
ファミリー・サポート・センター	130人	130人	130人	130人	130人
差引（B）－（A）	0人	0人	0人	0人	0人
1号認定による利用	0人	0人	0人	0人	0人
保育所・認定こども園	0人	0人	0人	0人	0人
ファミリー・サポート・センター	0人	0人	0人	0人	0人

【 今後の方向性 】

幼稚園における在園児を対象とした一時預かりは、現在、本町には幼稚園がないため未実施の事業です。

2号認定による定期的な利用及びその他の一時預かりは、現行の保育施設等で確保可能と見込まれます。

各保育施設等の実施状況や体制等を改めて検証しながら事業の拡充を推進していきます。

(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【 概要 】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設等で児童を預かる事業です。

【 実施状況 】

実施内容	病気または病気の回復期で、保育所などで集団保育が難しく、かつ保護者の勤務等やむを得ない事情により家庭保育ができない時に児童を預かる事業。 ◎実施施設 岐南さくら保育園 ◎利用対象児童 小学校3年生までの児童 事前登録必要 ※岐阜市・羽島市など広域利用も可
------	--

【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用者数	154人	176人	307人	336人	199人

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	350人	350人	350人	350人	350人
確保策（B）	350人	350人	350人	350人	350人
差引（B）－（A）	0人	0人	0人	0人	0人

【 今後の方向性 】

現在の利用実績に比べニーズが高く出ているものの、現在の定員内で対応できるものと想定されます。さらに、保護者の勤務地に合わせてニーズに対応できるよう、引き続き岐阜市、羽島市、各務原市など近隣市町の医療機関や医師と連携しサービスを提供していきます。

(10) ファミリー・サポート・センター事業

【 概要 】

ファミリー・サポート・センターは、子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）と子育ての応援をしたい人（提供会員）が会員となって、送迎や一時的な預かり等、子どもの健やかな育ちを地域で支援する会員組織です。

【 実施状況 】

実施内容	はしま広域ファミリー・サポート・センター（羽島市・笠松町・岐南町）に登録された会員が、地域における育児を支援する相互活動を行う。 ◎活動：学校の放課後の預かりと送迎、保護者に代わっての病院受診等
------	--

【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用者数	112人	90人	101人	133人	273人
実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	280人	280人	280人	280人	280人
確保策（B）	280人	280人	280人	280人	280人
差引（B）－（A）	0人	0人	0人	0人	0人

【 今後の方向性 】

町民に対し制度そのものの周知啓発を引き続き進めていく必要があります。依頼会員と提供会員のコーディネート等、支援体制を引き続き充実し、利用を促進していくとともに、継続して提供会員の講習会を実施し、提供会員を増やしていきます。また、急な依頼に対応できる体制づくりや、必要に応じて事前に登録を勧めるなど、見通しを持った利用ができるよう進めていきます。

(11) 妊婦健康診査事業

【 概要 】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【 実施状況 】

実施内容	母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票（補助券）を交付し、妊婦健康診査の受診費用の助成を実施。 ◎14回分の受診票を交付
------	---

【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受診対象者数	334人	340人	322人	362人	345人

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	341人	342人	342人	340人	341人
確保方策 (実施体制)	・実施場所 県内及び県外医療機関 ・実施体制 妊婦健診受診票を母子健康手帳交付時に発行。県外医療機関受診者には補助金を交付 ・検査項目 一般妊婦健診・子宮がん検診・B型肝炎抗原検査・梅毒検査等 ・実施時期 妊娠期				

【 今後の方向性 】

核家族化や都市化の進展、女性の社会進出の増加に伴い、子どもやその親を取り巻く環境が急速に変化しており、子育てに不安を感じる親も増え育児支援の要望も増加しています。このため、母子健康手帳の交付時等、妊娠初期から保健指導を重視し、早期から親になる意識を高め子育てへの十分な準備を整えるよう支援するとともに、妊娠11週以内の届出を推進し、妊娠初期から継続した支援を行います。医療機関との連携により妊娠中の異常の早期発見に努め、適切な保健指導や治療の推進を図ります。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【 概要 】

保護者の所得状況等を勘案して、保護者が幼稚園等へ支払う副食材料等の実費徴収費用について補助する事業です。

令和元年10月1日から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者の負担軽減のため、副食材料費の実費徴収費用についての補助事業を行います。

【 今後の方向性 】

引き続き、国等の動向を勘案しながら、実費徴収に係る補足給付事業を実施していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【 概要 】

保育所等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した保育所等の設置又は運営を促進するための事業です。

【 今後の方向性 】

国の動向等を踏まえ、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用の観点から効果的と考えられる事業の実施を検討していきます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正されました。

この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで子ども・子育て支援法に位置づけられていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されることとなりました。

そのため、この新たな給付についての認定の手續に必要な様式等を規則で定めるものとします。